

大熊町栽培施設等整備事業における整備施設の仕様書

1 事業名称

大熊町栽培施設等整備事業

2 事業内容

(1) 業務名

大熊町栽培施設等整備事業設計・施工業務

(2) 業務概要

ア 実施設計

【建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事、さく井工事、その他附帯する施設・設備等】

- ・ 実施設計図書の作成
- ・ 設計に必要な各種調査及び報告書等の作成
- ・ 設計に関する関係機関との協議、調整（書類作成を含む）
- ・ 法的手続きや各種申請図書の作成、申請業務の代行、補助等
- ・ 設計に関する会議等の実施運営
- ・ その他発注者が必要と認める書類の作成及び提出

イ 建設工事

【建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事、さく井工事、その他附帯する施設・設備等】

- ・ 実施設計に基づく建設工事及び管理
- ・ 工事関係書類、工事写真、取扱説明書等の作成及び提出
- ・ 工事施工に関する関係機関との協議、調整（書類の作成を含む）
- ・ 工事施工に必要な届出、手続等
- ・ 工事施工に関する会議等の実施運営
- ・ その他発注者が必要と認める書類の作成及び提出

(3) 施工場所

- ① 所在地： 双葉郡大熊町大字大川原字西平1023他54筆（別表1参照）
- ② 敷地面積： 48,145.95 m²
- ③ 現況地目： 農地、雑種地他（農地については転用済み）
- ④ 都市計画： 都市計画区域内
- ⑤ 区域区分： 非線引き区域
- ⑥ 用途地域： 指定なし
- ⑦ 地域地区： なし

- ⑧ 地区計画：なし
- ⑨ 指定建ぺい率：60%
- ⑩ 指定容積率：200%
- ⑪ 防火地域：指定なし（建築基準法第22条区域外）
- ⑫ 道路：北側道路：幅員 4.0m ※₁
 ：西側道路：幅員 4.0m
 ：東側道路：幅員 4.0m ※₁
 ※₁：建築基準法第43条第1項ただし書きの規定に基づく許可による道路（申請を要する）
 道路法第32条の規定に基づく道路占用許可、道路法第24条の規定に基づく道路工事施行承認
 （協議先：大熊町総務課、復興事業課）
- ⑬ 標高：約60.0m
- ⑭ 給水：上水道は敷地内に取り出し予定 仕切弁に接続すること
 50A
 （協議先：双葉地方水道企業団）
- ⑮ 井水：本工事 敷地内に掘削予定（主に養液用水に使用。）
 掘削φ311×120mを想定 超過分は変更対象とする
 目標水量 70 l/min
 （協議先：産業建設課）
- ⑯ 排水：下水道供用及び計画区域外
 合併浄化槽を設置し最寄りの用悪水路に放流する必要あり
 （協議先：環境対策課）
- ⑰ 電力：敷地周囲電力柱より引込み
 （協議先：東北電力株式会社 相双営業所）
- ⑱ 電話：敷地周囲電信柱より引込み
 光回線については協議の必要あり
 （協議先：東日本電信電話株式会社 福島支店）
- ⑲ 法定外公共物：用途廃止予定
 （協議先：大熊町総務課）
- ⑳ その他：避難指示区域（居住制限区域）内 敷地内外除染済み

(4) 施設概要

- ア 栽培施設：20,000㎡程度 太陽光利用型耐候性鉄骨フィルムハウス
- ・ 太陽光利用型高設養液栽培施設
 太陽光を利用した養液栽培施設であり、イチゴの栽培を行う設備機器を有すること。
 品種は一季成り、四季成り共に栽培することを考慮し、四季成りの栽培面積は概ね栽培施設の半分の面積とする。

- イ 育苗施設 : 2,000㎡程度 親株棟・消毒苗切棟・育苗棟
2(4)アの施設に必要な苗を育てる施設であり、発芽及び育苗に必要な設備機器を有すること。
- ウ 集出荷・管理施設 : 1,000㎡程度 事務所・選別調整・保冷貯蔵・出荷
・集出荷施設
栽培された農産物を選果・出荷等の作業を行う施設であり、それら作業に必要な設備機器を有すること。
- ・管理施設
環境制御設備機器、事務や応接に対応し、給湯、空調設備、トイレ等、施設の利用に必要な設備機器を備えること。
- エ その他必要な施設
アからウの施設を稼働及び管理するために必要な施設。
- オ 附帯設備
アからエの施設を稼働及び管理するために必要な設備。

(5) 設計仕様

栽培品目：イチゴ

栽培方法：太陽光利用型高設養液栽培

栽培施設構造：耐候性鉄骨フィルムハウス

放射性物質対策：非破壊式放射能測定機・放射線測定施設（モニタリングポスト）

※ 企画提案図書の内容について、創意工夫をこらすことによって、結果として基本設計にとらわれないところがあったとしてもやむを得ないものとする。

(6) 予定履行期間

契約締結日から平成31年3月29日（金）までに検査完了し、町に引渡すものとする。

なお、工期については必要と認められる場合には、発注者と請負者の協議により変更することができるものとする。

3 事業用地等に関すること

(1) 事業用地に関すること

ア 事業用地の概要については以下のとおり。 (造成計画図書一式を参照)

事業用地

所在地 : 双葉郡大熊町大字大川原字西平1023番地他54筆

有効敷地面積(m²) : 48,145.95 m²

造成計画高(m) : 約60.0m

接道可能道路 : 建築基準法第43条第1項ただし書きの規定に基づく許可による道路 幅員4.0m

水源 : 上水道 (50A) 敷地内引込ミ止水栓止メ

: 井水 敷地内掘削予定 (本工事)

事業用地周囲 : メッシュフェンス (H1.5m) 設置

排水路 : 排水計画平面図のとおり

イ 事業用地内の進入路については、造成計画図書一式にある進入路の規格を参考とし、設置可能範囲に設置すること。なお、建築基準法第43条第1項ただし書きの規定に基づく許可による道路に接道する進入路については造成計画図書一式のとおりとする。また、提案する進入路の事業費については、概算見積額に含めないものとする。

ウ 造成計画図書一式の排水計画平面図等にある排水路以外のものについては、各施設等の配置を考慮し提案すること。

(2) 事業用地内の建築物等に関すること

ア 本事業用地内に整備する各施設等は、都市計画法第29条第1項第2号及び第2項第1号の政令で定める建築物に該当するものとする。

都市計画法 (昭和43年6月15日法律第100号)

(開発行為の許可)

第29条 (略)

二 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの

2 (略)

一 農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

なお、政令とは都市計画法施行令第20条に掲げる各号を指し、以下のとおり。

都市計画法施行令（昭和44年6月13日政令第158号）

第20条 法律第29条第1項第2号及び第2項第1号の政令で定める建築物は次に掲げるものとする。

- 一 畜舎、蚕室、温室、育種苗施設、家畜人工授精施設、孵卵育雛施設、搾乳施設、集乳施設その他これらに類する農産物、林産物又は水産物の生産又は集荷の用に供する建築物。
 - 二 堆肥舎、サイロ、種苗貯蔵施設、農機具等収納施設その他これらに類する農業、林業又は漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する建築物。
 - 三 家畜診療の用に供する建築物。
 - 四 用排水機、取水施設等農用地の保全若しくは利用上必要な施設の管理の用に供する建築物又は索道の用に供する建築物。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、建築面積が90平方メートル以内の建築物。
- イ 各施設等は、建築基準法をはじめとした関連法令に基づき設計・施工を行うこと。
- ウ 各施設等において、生産行為（育苗から出荷まで）に直接関わる施設については、「福島県園芸用施設及び園芸用施設に準拠した堆肥化施設の安全確保に関する指導指針」に遵守した設計・構造であり、災害対策が講じられていること。
- エ 建築基準法に基づき、建築物の建築等に関する申請及び確認が必要となる建築物を建設する場合は、次の要件を考慮すること。
- ・都市計画区域 : 非線引き都市計画区域内
 - ・用途地域 : 指定なし
 - ・防火地域 : 指定なし（建築基準法第22条区域外）
 - ・建ぺい率 : 60%
 - ・容積率 : 200%
 - ・災害危険区域 : 指定なし

(3) 事業用地内での水の取扱いに関すること

- ① 事業用地内で使用する水については、事業用地内にある水源及び上水道を利用するものとし、利用の際には水質及び水量を十分に検討することに加え、水の使用に関する関係法令を遵守した方法とすること。
- ② 各施設等から発生した排水は、周辺環境に配慮した方法を検討するとともに、関係法令等に従い処理すること。

4 方法及び手順について

(1) 実施設計書の作成について

ア 実施設計書を作成するに当たって、参考とする土木・建築関係事業の単価については、以下の福島県土木部の公表図書等を参考にして作成すること。それ以外の資料を参考にして積算した場合は、その根拠を記入すること。

- ・ 建築・設備設計監理業務委託料算定基準
- ・ 設計業務等標準積算基準
- ・ 建築関係工事積算基準
- ・ 土木工事標準積算基準
- ・ その他福島県土木部で公表している積算資料及び基準

イ 福島県積算システム変換データを作成すること。

(2) 安全対策、準備工について

- ① 近隣への周知は、着工前に近隣への周知を行うこと。
- ② 作業員の安全対策として、土壌中の放射性物質の飛散が考えられる場合、作業員に対し、マスク等の着用を指示し内部被ばくを防止するように努めること。
- ③ 建設機械の選定において、業務目的に使用する建設機械等については、特に指定しないため、各社現場状況に応じて判断すること。
- ④ 防塵対策においては、周辺住宅に配慮し、散水等の対策を実施すること。

(3) 作業工程

- ① 作業中にコンクリート殻など、中間処理が可能な物が発生した場合は、大熊町担当課職員に確認を求めた後に、適切な処理をすること。
- ② 埋蔵文化財が検出された場合は、速やかに大熊町担当課職員に報告し、指示を受けること。
- ③ 施工中、支障となる事項が発生した場合は、大熊町担当課職員と協議を行い、指示を受けること。
- ④ 当初に計画されていないものや数量を自社の判断で施工した場合は、変更の対象とならない場合があるため、必ず大熊町担当課職員と協議すること。

5 検査

完了検査を受ける場合には、竣工書類を準備しておくものとし、現場責任者の立会いのうえ、検査を受けなければならない。

6 関係法令等の遵守

業務に当たり、適用される全ての関係法令および関係条例、施行令、施行規則等を遵守し、安全確保に努める内容とするもの。

7 その他

次の事項は、契約後の業務内容には含まないが、契約者の提案に基づき別途協議すること。

① 栽培指導

- ・ 研修や指導者の派遣等を含めた栽培指導
- ・ 本事業における栽培生産技術等への指導、助言、相談対応